

(答申第43号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った担当保健師の勤務歴等に係る資料の個人情報非開示決定（不存在）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

審査請求人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成30年11月26日付けで、「担当保健師である〇〇〇〇・〇〇〇〇〇氏の「事案経歴書」、「所属証明書」に係る個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し請求に係る公文書に審査請求人の個人情報が含まれていないとして個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成31年1月22日付け〇保第937号の4により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成31年2月1日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第24条第1項の規定に基づき、平成31年2月22日付け保医第1577号―2で、本件審査請求に対する決定について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

当方への申告内容に偽りが無いかどうかの確認のため、〇〇〇〇〇氏の所属歴・〇〇保健所での勤務状況・歴の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由の要旨は、以下のとおりである。

(1) 審査請求の理由

審査請求の理由は、事実確認及び録音データとの擦り合わせのためである。主張・立証のため、録音データの確認をお願いしたい。

(2) 医療保護入院について

審査請求人の病名をどのように知ったのか。

審査請求人は医療保護入院中であるが、〇〇〇〇〇の疑いはあるものの、そのような病名ではないと考えられる。

当審査会は、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件開示請求の趣旨を満たす文書は職員個人の人事記録が考えられるが、これらには審査請求人の個人情報に含まれていないため、請求対象公文書は不存在であるとした。

条例第13条第1項は、何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求をすることができる旨を規定しており、ここにいう「自己の個人情報」とは、自己がその情報の本人となっている場合の個人情報をいい、開示請求することができるのは自己の個人情報に限られる。

当審査会が実施機関に聴取したところによれば、上記のとおり本件開示請求の趣旨を満たす文書自体は存在するが、当該文書に審査請求人の個人情報は含まれていない。このほか審査請求人の主張を考慮しても当該文書に審査請求人の個人情報が含まれていることをうかがわせる事情は認められない。

こうした状況において、条例第13条第1項の規定により、審査請求人が担当保健師である〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇の人事記録の開示を請求するためには、当該請求に係る情報が、審査請求人の「自己の個人情報」である必要がある。

しかしながら、本件請求の趣旨を満たす担当保健師2名の人事記録等の文書には審査請求人の個人情報が含まれていないことから、本件開示請求は、審査請求人の「自己の個人情報」の開示を請求したものとは認められず、本件処分は妥当である。

2 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成31年2月22日	実施機関から諮問を受けた。
平成31年3月26日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
平成31年4月25日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
令和元年5月21日 （第89回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和元年7月30日 （第91回審査会）	諮問事案の審議を行った。 実施機関の口頭意見陳述を行った。
令和元年8月29日 （第92回審査会）	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	加藤 享子	岐阜県商工会女性部連合会	
	川田 智子	行政書士	
会長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)